

資料と公共性 : 2019年度研究成果年次報告書

岡崎, 敦

九州大学大学院人文科学研究院 : 教授

藤川, 隆男

大阪大学大学院人文科学研究科 : 教授

市澤, 哲

神戸大学大学院人文科学研究科 : 教授

松田, 陽

東京大学大学院人文社会系研究科 : 准教授

他

<https://doi.org/10.15017/2557155>

出版情報 : 2020-03-06. 九州大学大学院人文科学研究院

バージョン :

権利関係 :

4. 個別論考

「学校所在資料」という概念の意義 —資料のステークホルダーの把握に向けた概念準備—

村野正景

はじめに-本稿の目的-

学校資料の散逸や消失に危機感をもった学会や博物館などの活動が、ここ数年でたいへん活発になってきた。考古学研究会は『考古学研究』¹で特集を組み、地方史研究協議会は『学校資料の未来』²を発刊した。また筆者らは学校資料研究会を創立し、『みんなで活かせる学校資料！学校資料活用ハンドブック』³を京都市学校歴史博物館から刊行した。博物館界では、歴史や民俗、考古学分野の人々の活動が先行していたが、昨年末に自然科学系でも学校資料にかかる論考が『博物館研究』⁴にはじめてまとまって特集された。このように学校資料に関する活動は広がりを見せている。

ただし、その活動の対象たる学校資料が何を指すのかは、以下で示すように、研究者によって少々異なっているようだ。またほかにも学校所蔵資料や学校収蔵資料、学校所在資料などと表現は多数あり、混同もみられる。筆者らは『考古学研究』誌上で、「学校所在資料」という概念を提示した。ただし紙面の都合上、この言葉の説明が十分できなかった。そこで本稿で筆者らの意図を明確にするため説明を補い、あわせてそれが学校資料の「ステークホルダー（関係者）」を意識した概念であることを紹介したい。また本稿は、そのほか関連表現の整理も試み、これまで漠然としていた学校資料の概念整理の一步としたい。

「学校資料」という概念の位置づけ

学校資料という概念は、以下で述べるように、学校所蔵資料や収蔵資料などに比べ、より包括的な概念である。しかし「学校資料の厳密な定義は難しい」⁵という。上記の『学校資料の未来』中でも学校資料の指す内容は「各分野間でも統一されておらず、きちんと共有された用語・定義ではない。そのため本書執筆者でも必ずしも完全には一致していない」と述べる⁶。なぜ一致しないのか。一例として大平聡は、「紙媒体の、いわゆる「文書」を扱う歴史学の分野に身を置く筆者は、教具以外の、郷土資料として収集された文化財を「学校資料」と呼ぶことには、いささか違和感を覚える」⁷という。

これに対して『学校資料の未来』では、「学校に所在する資料」を「学校資料」と定義する⁸。つまり、大平のように資料の性格や種類でもって、学校資料を認識することを避け、資料のある場所によって、換言すれば、学校にある資料ならばそれを学校資料と捉えようという。それは一つの考え方であって尊重したい。ところが当該書と同じページで、「校外にある学校関連資料や、個人所蔵の配布物や写真なども学校に関係があれば、広義の学校資料として把握されるようになっている」⁹と述べており、資料の居場所で定義したにもかかわらず、学校外にある資料を含めてしまっている。これは明らかに矛盾であって、「学校

に所在する資料」を「学校資料」と不用意に同義としてしまったのが原因であろう。言い換えれば、当該書では、「所在」という言葉を省略可能と考えていた、いわば「所在」という言葉を重要な概念として認識していなかったことを示している。その意味で、後述のように筆者らの用いる学校所在資料の「所在」には明確な意図があり、『学校資料の未来』中の用法とは異なっている。

また資料の性格や居場所ではなく、資料の経歴による定義もある。島崎直人は「学校所蔵の全ての資料は、本来教育活動の延長線上に位置づけられる資料である・・・(中略)・・・。言うなれば、学校運営の上で生じる資料群」¹⁰と述べ、風間洋は「学校の教育活動で生じてきたすべての備品や書類」¹¹を学校資料と捉えている。両者の定義は、現在の学校が主に教育活動の場であるため、非常にわかりやすい。しかしながら、例えば京都では、学校は教育のみの場ではなく、今で言うところの公民館や消防署、そしてコミュニティセンターの機能をあわせもっていた。したがって、島崎や風間の定義だと、京都の小学校校舎にあった火の見櫓（例えば、旧京都市立有濟小学校太鼓望楼は登録有形文化財）のような貴重な資料は、学校資料から外れてしまう。

以上のように考えるならば、学校資料を種類や性格、存在する場所、経歴などで説明すると、どこかがこぼれ落ちる。そこで筆者らは、もっと幅広く資料を捉えるため、学校資料を「学校に関わるあらゆるモノやコト」とひとまず定義したい¹²。こう定義することで、学校資料という表現がもっとも包括的性格をもった概念であることを示せるだろう。そして、種類や性格、場所、経歴などは、この概念の下位区分として位置づけたい。

ただしまだ懸念は残る。包括的な定義の説明がかえって学校資料という言葉自体の是非も問いかけるからだ。おそらく「資料」という物質性を想起させる言葉に、「コト」まで含めてよいかは議論の余地があるだろう。その意味で、和崎光太郎のように「学校に関するあらゆる資料」¹³と定義し、「コト」まで含めるには別の用語が適切かもしれない。それに「資料」という言葉が、有形のものばかりを示すような誤解を与えるかもしれない。しかしそうではなく、筆者らは、学校の校歌やダンス、あるいは教員の教え方などのような無形のものも含めている。また「史料」と「資料」は異なるから「史資料」とすべきという意見もあるだろう。もちろん筆者らは「史資料」と同義で「資料」を用いている。それでもなお芸術分野からみれば、「作品」と「資料」は別物と指摘されそうであるが、博物館資料という概念と同様に、「資料」には「作品」も含む。こうした諸点を考慮すれば、和崎が提案した「学校の文化資源」¹⁴や横浜市歴史博物館の「学校の文化財」などの概念をあわせて今後検討する必要があるだろう。

以上のような点を考慮しつつも、現段階では学校資料を学校に関わるあらゆる事物として捉えているとした上で、次に「学校所在資料」という概念の検討をおこなおう。

「学校所在資料」と「学校所蔵史料」

さて、学校資料には、学校内に所在するもの、学校外に所在するものの両者を含む。ただし筆者らは、『学校資料の未来』にあるような、学校資料と学校所在資料を同じものと捉えたり、広義と狭義という形で理解したりはしていない。学校資料は学校所在資料の上位

概念で、学校所在資料と学校外所在資料の両者をあわせた資料を指す。

この学校所在資料はまだ見慣れない言葉かもしれない。より一般的なのは、「学校所蔵資料」だろう。「学校現場から学校史料の保存について具体的事例に基づきながらその危機的な状況を訴えた」¹⁵ 嚆矢と言われ、筆者らの活動のある意味原点となるのは島崎直人の論考である。そこでは、学校資料を「学校所蔵の全ての資料」と述べている¹⁶。また和崎光太郎も「学校に関係するが学校に所蔵されていない史料も含めて、学校関係の史料を「学校史料」と位置づける」とし、その下位区分として「学校所蔵史料」という用語を2016年時点では採用している¹⁷。これら以外にも学校所蔵資料を用いる論考は多数ある。

しかし、それらの言う「所蔵」が字義通りの意味、すなわち「所有物」を指すならば、筆者らの言う「学校所在資料」とは異なっている。「所有物」とは、所有権のあるものを指し、所有権とは特定のものに自由・収益・処分することのできる権利である。したがって、島崎の言うように学校所蔵の全ての品が学校資料ならば、学校にありながら学校に所有権があるのかはっきりしない資料や学校が自由に処分できないような資料は、学校資料に含まれなくなる。

ところが実際には、例えば、学校外の地域博物館の展覧会への資料貸与等を学校が決定できず、地域組織などへ資料の貸与許可申請をおこなう事例は多数ある。現在の学校にあるものは、全てを学校が自由にできるというわけではなく、実は展覧会への貸与一つとっても、学校運営協議会や学校の各種団体、地域組織・住民、卒業生などへ許可をとらねばならないものもある。また法的解釈では、学校の所有物と判断できても、資料の寄贈者などに配慮して、学校だけで自由に使用や処分ができない資料も多くある。このような状況にある資料を、学校にあるだけで「学校所蔵資料」とは言い難い。

つまり、必要なのは、学校にありながら、学校所蔵とそうでないものを含む資料を指す概念である。さもなければ、学校資料の所有者ないしは関係者を見逃す危険性すらあるだろう。そこで筆者らが提案したのが「学校所在資料」である。「学校所蔵資料」とは「学校所在資料」のうちの一つとして捉えると理解しやすいのではないか。また「所在」している資料には、「所蔵」以外にも、「管理」や「寄託」、「借用」などの所在形態があり、それぞれ学校所在資料の下位区分として整理したい。

学校資料のステークホルダーへの関心

このように学校所在資料という概念は、学校にある資料のステークホルダー（関係者）に関心を向けた概念なのである。学校にあるからといって、単純に学校所蔵資料と考えると、学校資料の特徴を見誤る。学校にある資料の保存や活用を考えると、まずは学校にあるという事実を把握し、そこで単純に資料を学校の所有物とのみ考えずに、一步踏みとどまって、資料それぞれの所蔵者が誰なのかを把握していくことが重要だ。それは学校外の研究者や学芸員などが学校内にある資料を取り扱う際にも、または学校の教員や教育委員会などの学校サイドでも保存や利用、とりわけ廃棄を判断する際に意識してもらえよう促したい。この作業は、資料の所蔵者だけではなく、資料の関係者が誰なのかを知ることにもつながるだろう。学校所在資料は、そうした学校にある資料の多様な関係者を浮か

び上がらせる作業の準備のための概念とも言える。その多様な関係者は、それぞれの価値を資料に見出すだろうから、そこに筆者は学校資料の価値を高める鍵があるとすら考える。

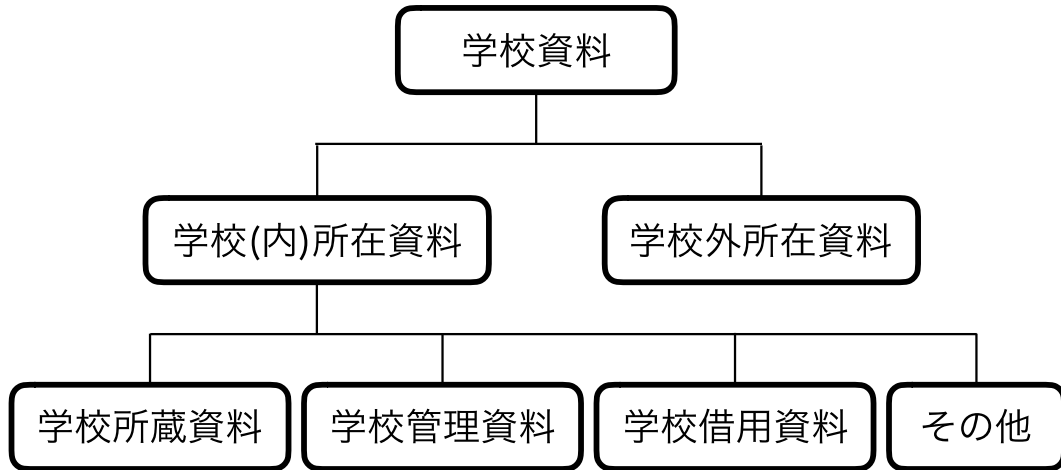


図 1 学校資料関連概念の位置関係

¹ 『考古学研究』第 64 巻第 3 号 (2017 年) と第 65 巻第 4 号 (2018 年) に、「特集 学校と考古学」の第 1 部として、8 本の論考が掲載された。

² 地方史研究協議会編『学校資料の未来 地域資料としての保存と活用』岩田書院、2019 年。

³ 村野正景・和崎光太郎編『みんなで活かせる！学校資料 学校資料活用ハンドブック』京都市学校歴史博物館、2019 年。

⁴ 『博物館研究』第 54 巻第 12 号 (2019 年) に、5 本の論考が掲載された。

⁵ 風間洋「番組小学校創設 150 周年シンポジウム参加記「学校資料の活用を考える—学校資料の価値と可能性—」『地方史研究』第 69 巻第 5 号、2019 年、86 頁。

⁶ 前掲註 2、6 頁。

⁷ 大平聡「学校資料と歴史学」『歴史評論』822 号、2018 年、50-51 頁。

⁸ 前掲註 2、5 頁。

⁹ 前掲註 2、5 頁。

¹⁰ 島崎直人「学校資料保存の現状と課題」『歴史評論』495 号、1991 年、39 頁。

¹¹ 風間洋「学校資料と教員が向き合うこと—勤務校での廃棄・保存・活用を通じて—」『学校資料の未来 地域資料としての保存と活用』岩田書院、2019 年、32 頁。

¹² 前掲註 3、6 頁。

¹³ 和崎光太郎「学校資料の保存と活用—その現状と課題—」『学校資料の未来 地域資料としての保存と活用』岩田書院、2019 年、105 頁。

¹⁴ 和崎光太郎「「学校の文化資源」研究序説—学校史料論の総括と展望—」『洛北史学』第 20 号、2018 年。

¹⁵ 前掲註 14、31 頁。

¹⁶ 前掲註 10、39 頁。

¹⁷ 和崎光太郎「学校所蔵史料の保存と活用—京都市を事例として—」『日本歴史学協会年報』31 号、2016 年、21 頁。